

こま 困ったときや、悩んだときにはすぐにまわりの人に相談しましょう！

でんわ そうだん まどくち
《電話相談窓口》

ぜん はん
全 般



●教育相談

Tel 072-878-7710 / 月～金曜日 / 午前9時30分～午後4時30分 /

教育相談室（福祉コミュニティセンター内）

●子育て相談（児童家庭相談）

Tel 072-877-1510 / 月～金曜日 / 午前8時45分～午後5時15分 / 子育て総合支援センター

●子ども虐待相談・通告

Tel 072-877-1510 / 月～金曜日 / 午前8時45分～午後5時15分 / 子育て総合支援センター

●発達に関する相談

Tel 072-877-7374 / 月～金曜日 / 午前8時45分～午後5時15分 / 児童発達支援センター



いじめ・虐待・友だちとの関係などに関する相談

●子ども専用 子どもの悩み相談（大阪府）

Tel 0120-7285-25 フリーダイヤル（通話料無料） / 24時間 / 365日



学校生活に関する相談

●子ども専用 すこやかホットライン（大阪府教育センター）

Tel 06-6607-7361 / 月～金曜日 / 午前9時30分～午後5時30分

※平日の相談時間外や、土・日・祝日の電話相談は24時間対応「すこやか教育相談24」

Tel 0120-0-78310 フリーダイヤル（通話料無料）をご利用ください。



子どもの人権などに関する相談

●子どもの人権110番（大阪法務局人権擁護部）

Tel 0120-007-110 フリーダイヤル（通話料無料） / 月～金曜日 /

午前8時30分～午後5時15分



少年からの相談及び家族、地域住民等からの少年非行等に関する相談

●グリーンライン（大阪府警察本部）

Tel 06-6944-7867 / 月～金曜日 / 午前9時～午後5時45分

平成28年7月発行
編集：四條畷市 健康福祉部 子ども室 子ども政策課
〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号
Tel: 072-877-2121〈代表〉 Tel: 0743-71-0330〈代表〉
FAX: 072-879-2596
メール kodomo@city.shijonawate.lg.jp
市ホームページ http://www.city.shijonawate.lg.jp/



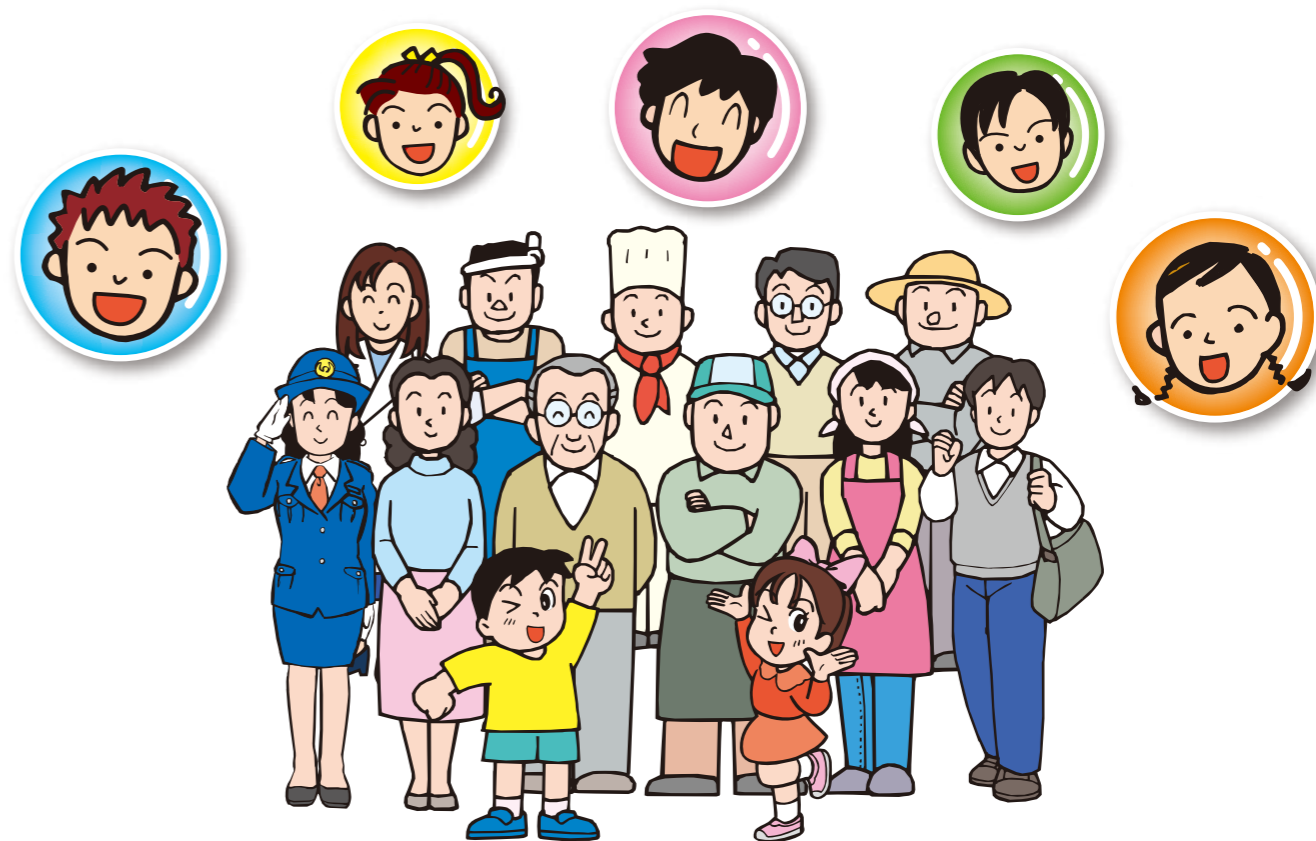
まる
なわ丸

しょう がっこう ねんせい い じょう
小学校6年生以上

しじょうなわて し こ きほん じょうれい
四條畷市子ども基本条例

へいせい ねん がつ にち せ ぎょう
平成28年1月1日施行

すべての子どもは、かけがえのない存在です。子どもたちが、四條畷市の恵まれた自然の中で、夢と希望をもって成長していけるよう、子どもたち一人ひとりを大切にし、全ての子どもをみんなで支援するまちづくりを目指してこの条例をつくりました。



「四條畷市子ども基本条例」は、平成28年1月1日に決めました。

条例の本文は、四條畷市のホームページ（http://www.city.shijonawate.lg.jp/）

などでご覧いただけます。

しじょうなわてし
四條畷市

子どもたち

やくそく1

生きる権利

まわりの大人から愛情を受けて、安全に安心して生きることができます。

やくそく2

育つ権利

教育や遊びなどを通して、豊かに育つことができます。

やくそく3

守られる権利

いじめや暴力から守られます。

やくそく4

参加する権利

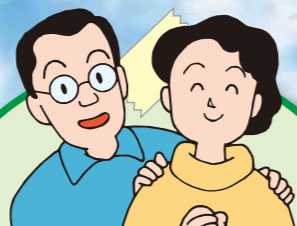
自分に関わることで主体的に参加できます。

みんなで力を合わせて 子どもを支えます!



市役所

みんなと力を合わせて子どもを支え、子育てを支援できるように取組めます。



保護者

子どもの一番近くで、家庭を大切にし、子どもを育てています。



地域の人

子どもとのふれあいを大切に、子どもとともに地域の活動を進めます。



学校や施設の人

集団の中で、子どもが健康に成長できるよう支援します。



お店や会社

子育て家庭の従業員が子どもと一緒に過ごす時間を持つようになります。

市役所

四條畷市の取組み

①

子育て家庭への支援
保護者が安心して子育てをすることができるよう、家庭の状況に応じて支援します。

②

子どもの貧困対策
子どもたちみんなに教育の機会をつくるとともに、生活の支援を行います。

③

虐待等からの救済
いじめや虐待が起こらないように取組み、子どもを救済します。

④

障がい児等への対応
障がいのある子どもや発達に支援の必要な子どもを支援します。

⑤

相談支援体制の充実
子育てに関する問題や悩みなどに関して、相談支援体制を充実させます。

⑥

子どもの安心・安全を守る取組み
保護者、地域の人、学校や施設の人、お店や会社と協力し、子どもの安全を守る取組みを行います。

⑦

関係機関との連携
子育て関係機関や市民団体などさまざまな関係機関と連携を図ります。

⑧

広報活動
この条例をみんなに広く知らせます。

